

秋田工業高等専門学校設備・機器使用規則

(趣旨・目的)

第1条 秋田工業高等専門学校が保有する設備・機器を学外者に使用させる際の取り扱いについては、この規則の定めるところによるものとする。

(設備・機器使用の手続き及び許可)

第2条 設備・機器の使用許可を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、別紙様式1により、使用する日の20日前（土日祝祭日及び本校の休業日を除く。）までに秋田工業高等専門学校長（以下「校長」という。）に提出し許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の申請について本校の業務に支障がないと認めた場合は、別紙様式2により使用者に許可の通知を行うものとする。

(使用者の資格)

第3条 設備・機器を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 教育研究機関及び企業の研究者及び技術者。
- 二 その他校長が特に認めた者。

(設備・機器及び使用料)

第4条 使用を許可する設備・機器及び使用料は、別表のとおりとする。

- 2 使用者は、第2条第2項により許可を得たときは所定の期日までに使用料を前納しなければならない。
- 3 校長が特に認めるときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。

(使用時間)

第5条 設備・機器の使用時間は土日祝祭日及び本校の休業日を除く午前8時30分から午後5時00分までとする。

- 2 使用者から、あらかじめ前項に規定する使用時間以外の時間における使用の希望があり、校長がこれを適当と認めた時は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する使用時間以外の時間において設備・機器を使用させることができる。

(禁止事項)

第6条 使用者は、使用目的以外に設備・機器を使用したり、その許可に係る権利を第三者に譲渡したりしてはならない。

(使用許可の変更、取消し)

第7条 使用者は使用日時の変更、または取消しをする場合は、使用開始の前日（土日祝祭日及び本校の休業日を除く。）までに速やかに申し出て、校長の許可を受けなければならない。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し第2条第1項の規定による許可を取消することができるものとする。

- 一 申込内容に虚偽があったとき。
- 二 学校において、当該設備・機器を使用する必要性が生じたとき。
- 三 その他管理運営上において障害があると認めたとき。
- 四 所定の期日までに使用料等を納めないとき。

(免責)

第8条 設備・機器の使用により使用者に生じた損害については、学校側は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第9条 使用者は、故意又は過失により設備・機器を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(使用完了報告)

第10条 設備・機器の担当教職員は、本規則による設備・機器の使用完了後、別紙様式3により校長に報告しなければならない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年6月19日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年1月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年6月4日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。